

株 主 各 位

富山県砺波市下中3番地3

**日 本 製 麻 株 式 会 社**

代表取締役社長 中 本 広 太 郎

## 第93期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第93期定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただきますようお願い申し上げます。

お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月24日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月25日（金曜日）午前10時
2. 場 所 富山県砺波市安川字天皇330番地  
Royal Hotel 富山砺波 2階 ロイヤルホール
3. 目的事項  
報告事項 (1) 第93期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件  
(2) 第93期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類の内容報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 監査等委員である取締役以外の取締役6名選任の件  
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件  
第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件  
第5号議案 当社株式の大量買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続の件

#### 4. インターネットによる開示に関する事項

下記の事項につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の下記当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には掲載しておりません。

①会社の支配に関する基本方針

②連結計算書類の注記表

③計算書類の注記表

なお、本招集ご通知添付書類および上記のウェブサイト掲載書類は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした書類です。

当社ウェブサイト <https://www.nihonseima.co.jp/>

以 上

(新型コロナウイルス感染症への対応について)

株主の皆様におかれましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、ご来場くださいますようお願い申し上げます。

また、本株主総会会場において、感染予防のための措置を講じますので、ご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。

- 
- ◎当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。
- ◎株主総会参考書類および添付書類に修正すべき事項が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.nihonseima.co.jp/>) に掲載させていただきます。

# 添付書類

## 事業報告

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により社会・経済活動が大きく制限され、景気は大きく後退しました。その後、段階的な経済活動の再開とともに持ち直しの動きも見られましたが、感染症の再拡大により緊急事態宣言が再発出されるなど収束が見通せず、依然として不透明な状況が続いております。

このような経済状況のもと当社グループは、コロナ禍において事業ごとに多様な状況で推移しました。食品事業は感染防止対策を徹底して生産活動に取り組み安定供給に努めた結果、期初より当社グループの業績を牽引しました。マット事業は前期より合理化を推進し海外生産拠点の立て直しを図ってまいりましたが、販売数量は減少し生産活動のさらなる再構築を迫られました。産業資材事業は、黄麻商品は期末に回復してまいりましたが、包装資材の市場は低迷が続きました。

その結果、当連結会計年度の売上高は3,275百万円（前期比13.1%減）、営業利益11百万円（前期は35百万円の営業損失）、経常利益20百万円（前期は30百万円の経常損失）となり、個別業績において繰延税金資産54百万円を計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純利益95百万円（前期は10百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

#### （産業資材事業）

黄麻製品は、インドの断続的なロックダウンにより生産または輸送に遅れが生じるなど不透明な状況が続きましたが、期末に入荷があり回復してまいりました。包装資材は、自動車業界用および食糧用包装資材の取扱数量が減少し減収減益となりました。その結果、売上高は651百万円と前連結会計年度と比べ40百万円（5.8%）の減収、営業利益は14百万円と前連結会計年度と比べ3百万円（17.2%）の減益となりました。

### (マット事業)

日本国内および海外の自動車用フロアマットの販売は、上期の出荷数量の落ち込みが大きく影響し売上高は減少しました。また、リストラにかかる退職費用は利益を圧迫しました。その結果、売上高は1,300百万円と前連結会計年度と比べ535百万円(29.2%)の減収、営業損失は103百万円(前期は99百万円の営業損失)となりました。

### (食品事業)

パスタは、新型コロナウイルス感染症が広まった4月から6月、量販店からの引き合いが増えるなど家庭用商品の売上・利益が大きく伸びました。飲食店の営業自粛や時短営業、学校給食の休止などの影響により業務用商品の売上は減少しました。レトルト商品も同様の傾向のなか売上・利益は順調に推移しました。その結果、売上高は1,320百万円と前連結会計年度と比べ83百万円(6.7%)の増収、営業利益は96百万円と前連結会計年度と比べ53百万円(124.3%)の増益となりました。

## 企業集団の事業別売上高

(単位：千円)

区 分	前連結会計年度 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)		当連結会計年度 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)		前 期 比	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
産 業 資 材 事 業	691,580	18.4	651,139	19.9	△40,441	△5.8
マ ッ ト 事 業	1,836,078	48.7	1,300,631	39.7	△535,447	△29.2
食 品 事 業	1,236,716	32.8	1,320,083	40.3	83,367	6.7
そ の 他	3,243	0.1	3,318	0.1	75	2.3
合 計	3,767,619	100.0	3,275,172	100.0	△492,446	△13.1

### (2) 設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度において総額14百万円の設備投資を実施いたしました。

主な設備投資の内容は、当社食品事業における北陸工場製造設備更新7百万円、マット事業における連結子会社サハキッ ト ウィサーン カンパニー リミテッドでの生産設備等7百万円の設備投資であります。なお、当該資金については自己資金により賄っております。

### (3) 対処すべき課題

今後の経営環境につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響がしばらく続くと予想されます。

このような状況のもと、当社グループは、食品事業では家庭用を中心にパスタおよびレトルト製品の衛生管理を徹底して効率的な生産活動に努め、売上・利益の柱となるべく努力してまいります。マット事業では、世界的に自動車業界の先行きが見通せない状況にありますが、生産拠点の立て直しをさらに進め、回復傾向にある業績を維持すべく努めてまいります。

### (4) 財産および損益の状況

(単位：千円)

区 分	第90期 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)	第91期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	第92期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	第93期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)
売 上 高	3,888,791	3,856,469	3,767,619	3,275,172
経 常 損 益	76,207	32,297	△30,276	20,088
親会社株主に帰属 する当期純損益	51,765	928	△10,195	95,248
1株当たり当期純損益	14円12銭	0円25銭	△2円78銭	25円98銭
純 資 産	2,193,904	2,165,543	2,176,904	2,158,320
総 資 産	3,805,150	3,783,194	3,784,119	3,604,983

- (注) 1. 第90期は「売上・利益の拡大」をテーマに新商品の開発に注力しました。  
2. 第91期は「利益重視」の観点から採算性のある取引へと見直しを行いました。  
3. 第92期は、マット事業の立て直しと食品事業の成長を基本として取り組みました。  
4. 第93期(当連結会計年度)の状況につきましては「事業の経過およびその成果」に記載しております。  
5. 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第91期の期首から適用しており、第90期の総資産については、当該会計基準等を遡って適用した後の値となっております。

### (5) 重要な親会社および子会社の状況

#### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

## ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
サハキット ウィサーン カンパニー リミテッド (注)	20,000千円	99.9%	自動車マット製造販売

(注) 議決権比率は緊密な者等の所有割合51.1%を含めて記載しております。

## ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

## (6) 企業集団の主要な事業セグメント

事業の種類別 セグメントの名称	主要取扱製品
産業資材事業	黄麻、大型包装資材
マット事業	自動車用品、カーペット
食品事業	スパゲッチ、マカロニ、レトルトソース、小麦粉、穀物類

## (7) 企業集団の主要拠点等

### ① 当社の主要な事業所および工場

本店	富山県砺波市下中3番地3
神戸本社	神戸市中央区海岸通8番
東京支店	東京都中央区日本橋小舟町3番4号
名古屋支店	名古屋市中区千代田5丁目18番19号
北陸工場	富山県砺波市下中3番地3

### ② 子会社の事業所および工場

(国内)

サハキット ウィサーン ジャパン 株式会社 神戸市中央区海岸通8番

(海外)

サハキット ウィサーン カンパニー リミテッド タイ国バンコク (本社)  
タイ国サラブリ (工場)

## (8) 従業員の状況

### ① 企業集団の従業員の状況

事業	従業員数	前連結会計年度末比増減
産業資材事業	6名 (0)名	0名 (0)名
マット事業	183名 (0)名	△58名 (△1)名
食品事業	61名 (8)名	1名 (1)名
全社(共通)	9名 (0)名	1名 (1)名
合計	259名 (8)名	△56名 (△1)名

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 従業員数が前連結会計年度末に比べて56名減少しておりますが、これはマット事業において、当連結会計年度において連結子会社のリストラクチャリングの一環として人員削減等を行ったことによるものであります。

### ② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比較増減	平均年齢	平均勤続年数
79名	1名増	47歳	14年

## (9) 主要な借入先および借入額

借入先	借入金残高
日新信用金庫	169,987千円
株式会社商工組合中央金庫	118,700
株式会社みなと銀行	93,356
株式会社山口銀行	30,000
株式会社北陸銀行	22,511

## 2. 会社の株式に関する事項

- |              |            |
|--------------|------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 9,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 3,673,320株 |
| (3) 株主数      | 6,095名     |
| (4) 大株主      |            |

株主名	持株数	持株比率
ARGENT WISE CO., LTD.	277,085株	7.56%
トレーディア株式会社	274,600	7.49
宝天大同	150,000	4.09
株式会社ゴーゴーカレーグループ	111,500	3.04
松並永子	100,000	2.73
藍澤證券株式会社	69,700	1.90
中本広太郎	67,350	1.84
東京海上日動火災保険株式会社	40,078	1.09
株式会社二鶴	39,400	1.07
長坂猛	35,300	0.96
蟹江龍司	35,300	0.96

(注) 持株比率は四捨五入により小数点第2位までを表示しております。また、自己株式(7,096株)を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況  
該当事項はありません。



### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役の状況

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	中 本 広 太 郎	サハキット ウィサーン カンパニー リミテッド取締役
取 締 役 会 長	網 本 健 二	経営企画推進統括役
取 締 役	中 川 昭 人	経理部長
取 締 役	梅 澤 恒 治	マット事業部部長、サハキット ウィサーン カンパニー リミテッド代表取締役
取 締 役 (監査等委員)	池 田 明 穂	
取 締 役 (監査等委員)	青 柳 吉 宏	青柳吉宏税理士事務所代表
取 締 役 (監査等委員)	児 玉 実 史	弁護士法人北浜法律事務所代表社員

- (注) 1. 取締役(監査等委員)青柳吉宏氏および取締役(監査等委員)児玉実史氏は、社外取締役であります。
2. 監査等委員会による監査等の実効性を高めるため、取締役(監査等委員)池田明穂氏を常勤の監査等委員に選定しております。
3. 取締役(監査等委員)池田明穂氏は、29年間当社の経理業務を担当しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役(監査等委員)青柳吉宏氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役(監査等委員)児玉実史氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。また、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
6. 当社は、サハキット ウィサーン カンパニー リミテッドに対し、製品の売買等の取引関係があります。

#### (2) 当事業年度に係る取締役の報酬等

##### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、社外取締役との意見交換を十分に行ったうえで以下のとおり取締役会で決議しております。

当社の取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬および業績連動報酬等としての賞与により構成し、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とすることを取締役会で決議しております。この基本報酬は、月例の固定報酬とし、経営内容、経済情勢、社員給与とのバランス等を考慮し、総合的に勘案して決定しております。固定報酬と業績連動報酬等の割合は、業績連動報酬等が最大、固定報酬の1割としております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の監査等委員である取締役以外の取締役の報酬等の額は、2015年6月26日開催の第87期定時株主総会において年額120,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役以外の取締役の員数は5名です。

監査等委員である取締役の報酬等の額は、2015年6月26日開催の第87期定時株主総会において年額20,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役会決議に基づき代表取締役中本広太郎が委任を受け取締役の個人別の報酬額（固定報酬および業績連動報酬等）を決定しております。

その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の賞与の評価配分としております。この権限を委任した理由は、会社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の担当職務の評価を行うには代表取締役が最も適していると判断したからです。

なお、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容については、社外取締役との意見交換を十分に行って決定しており、取締役会は当該内容が取締役会で決議された決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額等

区分	報酬等の総額(千円)	報酬等の種類別の金額(千円) 固定報酬	対象となる役員の員数 (名)
取締役(監査等委員を除く) (社外取締役を除く)	34,614	34,614	3
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く)	7,011	7,011	1
社外役員	7,200	7,200	2

(注) 期末現在の人員数は取締役（監査等委員を除く）4名であります。なお、上記の支給人員との相違は、無報酬の取締役（監査等委員を除く）1名が存在していることによるものであります。なお、当事業年度において業績連動報酬等は支給されておられません。

### ⑤ 業績連動報酬等に関する事項

各取締役を支給する業績連動報酬等である賞与については、業績向上への意欲を高めるため、当社の経常利益および当期純利益を業績指標とし、株主総会で決議した報酬等の総額の範囲内において、各取締役の役位、職責等に応じて決定し、毎年一定の時期に支給するものとしております。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ①重要な兼職の状況および当社での主な活動状況

区 分	氏 名	重要な兼職の状況	当社での主な活動状況
取締役 (監査等委員)	青 柳 吉 宏	青柳吉宏税理士事務所 代表	当期開催の取締役会17回の全てに出席し、また、当期開催の監査等委員会5回の全てに出席し、主に税理士としての専門的見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会においては、監査の方法、監査結果についての意見交換および重要事項の協議等を行っております。
取締役 (監査等委員)	児 玉 実 史	弁護士法人 北浜法律事務所 代表社員	当期開催の取締役会17回の全てに出席し、また、当期開催の監査等委員会5回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会においては、監査の方法、監査結果についての意見交換および重要事項の協議等を行っております。

- (注) 1. 取締役（監査等委員）青柳吉宏氏が兼職している青柳吉宏税理士事務所と当社との間には、税理士業務の取引があります。
2. 取締役（監査等委員）児玉実史氏が兼職している弁護士法人北浜法律事務所と当社との間には、重要な関係はありません。
3. 子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等はありません。

#### ②責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限度額を善意でかつ重大な過失がなかったときは、500万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額に限定する契約を締結しております。

#### 4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 なぎさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 18,000千円

当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額  
18,000千円

- (注) 1. 監査等委員会は、過年度の監査時間および報酬の推移ならびに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
3. 当社の子会社であるサハキット ウィザーン カンパニー リミテッドは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当議案を株主総会に提出いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

#### 5. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

- ① 当社および当社グループ会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制  
法令・諸規則および諸規程に反する行為等を早期に発見し是正することを目的とし、その対策として内部監査室を設置し、コンプライアンス規程、内部監査規程等を制定し、「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、コンプライアンスに関する研修体制の整備、内部通報制度を制定する。
- ② 当社および当社グループ会社の取締役および使用人の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役および使用人の職務の執行に係る情報の保存および管理が適切に行われるよう、別途定める社内規程に基づいて取締役および使用人はこれに従うものとする。

- ③ 当社および当社グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
環境、災害、品質および輸出入管理等に係るリスクについては、「コンプライアンス・リスク管理委員会」において、規則、ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、新たに生じたリスクへの対応が必要な場合は、速やかに対応責任者となる取締役を定める。
- ④ 当社および当社グループ会社の取締役および使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
取締役および使用人の役割分担、職務分掌、指揮命令関係等を通じた効率的な業務執行を行うために、職務分掌規程、職務権限規程、稟議規程、人事評価・報酬制度を整備する。
- ⑤ 当社および当社グループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
当社および当社グループ会社との情報の交換、人事の交流を含め当社および当社グループ会社との連携体制を確立し、当社の監査等委員および当社グループ会社の監査役との連絡を密にし、当社によるグループ会社に対する不当な取引等の要求を防止するための体制を確立するため、関係会社管理規程を整備する。
- ⑥ 監査等委員の職務を補助すべき当該使用人に関する体制  
監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、業務執行取締役の指揮命令に服さない使用人を置く。また、内部監査室、総務部門、経理部門が補助する。
- ⑦ 前号の使用人の業務執行取締役からの独立性の確保に関する体制  
前号の使用人の業務執行取締役からの独立性を確保するために、監査等委員は補助すべき使用人の人事異動について事前に報告を受け、必要な場合は人事担当取締役に対して変更を申し入れることができる。
- ⑧ 業務執行取締役および使用人が監査等委員に報告をするための体制  
業務執行取締役および使用人は、監査等委員に対して法定の事項に加え、全社的に影響を及ぼす重要事項に関して業務執行取締役が決定した内容、内部監査室が行う内部監査の結果、業務執行取締役が整備する内部通報制度による通報の状況を遅滞なく報告する。

また、当社および当社グループ会社に法令違反行為や不正行為に関する通報、報告に関する適正な仕組みを定め、当該通報、報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないものとする。

⑨ 反社会的勢力排除に向けた体制

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、取引関係を含めて一切の関係をもたない。また、反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応をとる。

⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法に定める「財務報告に係る内部統制」システムの構築、評価および報告に関し、適切な運営を図る。

## 6. 内部統制システムの運用状況

① 内部統制システム全般

当社および当社グループ会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

② コンプライアンス

コンプライアンス規程の制定、企業・従業員行動指針の策定等により、当社および当社グループ会社のコンプライアンスに関する基本的な考え方等について周知を図り、法令および定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。

また、当社および当社グループ会社は内部通報システム規程により、相談・通報体制を設けており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

③ リスク管理体制

当社は、取締役（監査等委員を含む）および各部署責任者を含む執行役員会を毎月開催し、各部門および子会社の業務執行に係る方針、計画の審議、経営状況の報告等を受けるとともに、改善策の検討を行っております。その中で、コンプライアンス、リスク管理に係る重要な問題に当たっては、執行役員会内において、「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、内部統制の構築・運用状況やリスクの把握・分析を行い、審議しております。

④ 監査等委員の職務執行

監査等委員は、取締役会、その他の重要な会議に出席し意見を述べるほか、重要な決裁書類等の閲覧、取締役等から営業の報告等を含めた情報交換、会計監査人および内部監査室との定期的な意見交換により、取締役の職務の執行の監査、各事業部門における内部統制の状況およびその改善状況などを把握する等の業務監査を実施しております。監査等委員が実施した業務監査の内容は、必要の都度取締役会において意見を述べております。

⑤ 反社会的勢力排除について

取引先については、取引開始時に社内、社外機関を活用し、反社会的勢力でないことを確認しております。

また、万が一何らかの問題が生じた場合は、速やかに警察当局および顧問弁護士に通報、相談できる体制を整えております。

## 連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流動資産</b>	1,823,223	<b>流動負債</b>	665,062
現金及び預金	660,547	支払手形及び買掛金	316,268
受取手形及び売掛金	580,890	短期借入金	30,000
たな卸資産	564,702	1年内償還予定の社債	50,000
その他	17,316	1年内返済予定の長期借入金	114,336
貸倒引当金	△233	未払法人税等	1,815
<b>固定資産</b>	1,781,759	賞与引当金	30,500
<b>有形固定資産</b>	1,090,820	その他	122,142
建物及び構築物	215,578	<b>固定負債</b>	781,599
機械装置及び運搬具	41,266	社 債	290,000
土地	794,819	長期借入金	290,218
リース資産	10,860	リース債務	17,387
建設仮勘定	1,156	繰延税金負債	6,442
その他	27,139	退職給付に係る負債	176,051
<b>無形固定資産</b>	19,612	長期預り保証金	1,500
リース資産	7,326	<b>負債合計</b>	1,446,662
ソフトウェア	5,587	<b>純 資 産 の 部</b>	
その他	6,699	<b>株主資本</b>	1,384,898
<b>投資その他の資産</b>	671,326	資本金	100,000
投資有価証券	612,167	資本剰余金	564,343
関係会社出資金	7,571	利益剰余金	725,945
繰延税金資産	26,779	自己株式	△5,390
その他	98,296	その他の包括利益累計額	43,360
貸倒引当金	△73,488	その他有価証券評価差額金	△42,377
<b>資産合計</b>	3,604,983	為替換算調整勘定	85,738
		非支配株主持分	730,061
		<b>純資産合計</b>	2,158,320
		<b>負債・純資産合計</b>	3,604,983

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。



## 連結損益計算書

(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		3,275,172
売 上 原 価		2,587,066
売 上 総 利 益		688,105
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		677,102
營 業 利 益		11,003
營 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	7,006	
為 替 差 益	11,941	
雑 収 入	2,295	21,242
營 業 外 費 用		
支 払 利 息	7,706	
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	100	
雑 損 失	4,350	12,157
経 常 利 益		20,088
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	404	404
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	402	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	931	1,333
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		19,160
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	6,730	
法 人 税 等 調 整 額	△39,619	△32,888
当 期 純 利 益		52,048
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失		43,199
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		95,248

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	100,000	564,343	630,697	△5,343	1,289,697
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する 当期純利益			95,248		95,248
自己株式の取得				△47	△47
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	95,248	△47	95,200
当 期 末 残 高	100,000	564,343	725,945	△5,390	1,384,898

	その他の包括利益累計額			非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	△55,721	126,985	71,264	815,941	2,176,904
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する 当期純利益					95,248
自己株式の取得					△47
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	13,343	△41,247	△27,904	△85,879	△113,784
当期変動額合計	13,343	△41,247	△27,904	△85,879	△18,583
当 期 末 残 高	△42,377	85,738	43,360	730,061	2,158,320

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

# 貸 借 対 照 表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>1,089,514</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>567,969</b>
現金及び預金	469,709	支払手形	113,531
受取手形	21,666	買掛金	127,732
売掛金	405,984	短期借入金	30,000
商品及び製品	140,120	1年内償還予定の社債	50,000
仕掛品	9,863	1年内返済予定の長期借入金	114,336
原材料及び貯蔵品	25,664	未払金	49,047
未収入金	10,019	未払費用	28,029
その他	6,486	未払法人税等	1,506
<b>固 定 資 産</b>	<b>964,291</b>	未払消費税等	12,198
<b>有形固定資産</b>	<b>696,997</b>	賞与引当金	30,500
建物	180,474	その他	11,086
構築物	12,838	<b>固 定 負 債</b>	<b>618,464</b>
機械装置	22,536	社債	290,000
車両運搬具	0	長期借入金	290,218
工具器具備品	5,390	リース債	17,387
土地	464,898	退職給付引当金	19,359
リース資産	10,860	長期預り保証金	1,500
<b>無形固定資産</b>	<b>10,264</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>1,186,433</b>
リース資産	7,326	<b>純 資 産 の 部</b>	
ソフトウェア	621	<b>株 主 資 本</b>	<b>909,750</b>
その他	2,317	資本金	100,000
<b>投資その他の資産</b>	<b>257,028</b>	資本剰余金	564,343
投資有価証券	107,625	その他資本剰余金	564,343
関係会社株式	72,093	利益剰余金	250,798
差入保証金	19,973	利益準備金	3,666
繰延税金資産	54,204	その他利益剰余金	247,131
その他	76,621	繰越利益剰余金	247,131
貸倒引当金	△73,488	<b>自 己 株 式</b>	<b>△5,390</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>2,053,806</b>	評価・換算差額等	△42,377
		その他有価証券評価差額金	△42,377
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>867,372</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>2,053,806</b>

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		2,396,104
売 上 原 価		1,756,646
売 上 総 利 益		639,458
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		530,568
<b>営 業 利 益</b>		<b>108,889</b>
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	2,357	
為 替 差 益	903	
雑 収 入	1,830	5,092
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	6,078	
社 債 利 息	1,582	
受 取 手 形 売 却 損	306	
雑 損 失	4,044	12,010
<b>経 常 利 益</b>		<b>101,970</b>
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	404	404
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	402	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	931	1,333
税 引 前 当 期 純 利 益		101,042
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	6,434	
法 人 税 等 調 整 額	△33,535	△27,101
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>128,143</b>

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	
		その他資本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準 備 金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金
当 期 首 残 高	100,000	564,343	564,343	3,666	118,987
当 期 変 動 額					
当 期 純 利 益					128,143
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	128,143
当 期 末 残 高	100,000	564,343	564,343	3,666	247,131

	株 主 資 本			評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	利益剰余金 利益剰余金 合 計	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	122,654	△5,343	781,654	△55,721	△55,721	725,933
当 期 変 動 額						
当 期 純 利 益	128,143		128,143			128,143
自己株式の取得		△47	△47			△47
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				13,343	13,343	13,343
当 期 変 動 額 合 計	128,143	△47	128,096	13,343	13,343	141,439
当 期 末 残 高	250,798	△5,390	909,750	△42,377	△42,377	867,372

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2021年5月21日

日本製麻株式会社  
取締役会 御中

なぎさ 監査法人

大阪府大阪市

代表社員 公認会計士 山根 武夫 ㊞  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 西井 博生 ㊞  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本製麻株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本製麻株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年5月21日

日本製麻株式会社  
取締役会 御中

なぎさ 監査法人

大阪府大阪市

代表社員 公認会計士 山根 武夫 ㊞  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 西井 博生 ㊞  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本製麻株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第93期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。



監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第93期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に実出席またはオンライン形式で出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等とオンライン形式で意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人なごさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人なごさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月24日

日本製麻株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 池田明穂 ㊞

監査等委員 青柳吉宏 ㊞

監査等委員 児玉実史 ㊞

(注) 監査等委員青柳吉宏及び児玉実史は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、収益状況に対応した配当を行うことを基本とし、配当性向の維持・向上ならびに将来の事業展開に備えるための内部留保を勘案して決定する方針をとっております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績、財務状況および今後の事業展開等を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類  
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式 1株につき金3円  
配当総額 10,998,672円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日  
2021年6月28日

## 第2号議案 監査等委員である取締役以外の取締役6名選任の件

監査等委員である取締役以外の取締役4名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化を図るため監査等委員である取締役以外の取締役2名を増員することとし、監査等委員である取締役以外の取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査等委員である取締役以外の取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位および担当	候補者の有する 当社の株式数
1	なかもと こうたろう 中本 広太郎 (1970年3月18日生)	1992年4月 当社入社 1994年3月 中本商事(株)取締役 2000年6月 当社監査役 2002年6月 当社代表取締役社長（現在に至る）  (重要な兼職の状況) サハキット ウィザーン カンパニー リミテッド 取締役	67,350株
2	あみもと けんじ 網本 健二 (1949年10月19日生)	1973年4月 当社入社 1998年6月 当社監査役 2002年6月 当社取締役 2002年7月 当社常務取締役 2005年6月 当社専務取締役 2009年7月 当社取締役副社長経営企画推進統括役  2016年6月 当社取締役会長経営企画推進統括役（現在に至る）	22,100株
3	なか がわ あきと 中川 昭人 (1960年9月16日生)	1990年5月 当社入社 2009年6月 当社経理部次長 2013年6月 当社取締役経理部長（現在に至る）	5,800株
4	うめざわ つねはる 梅澤 恒治 (1953年2月21日生)	1975年4月 当社入社 1999年11月 サハキット ウィザーン カンパニー リミテッドへ出向 2004年1月 同社取締役 2005年11月 同社常務取締役 2014年4月 同社代表取締役、当社マット事業部部长（現在に至る） 2014年6月 当社取締役（現在に至る）	16,800株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位および担当	候補者の有する 当社の株式数
5	や べ いさお 矢 部 勲 (1973年4月1日生)	2005年4月 当社入社 2017年4月 当社ボルカノ食品事業部北陸工 場長 2019年5月 当社執行役員ボルカノ食品事業 部北陸工場長 (現在に至る)	1,700株
6	いし い のり みつ 石 井 則 光 (1972年6月9日生)	2010年4月 当社入社 2017年4月 当社ボルカノ食品事業部北陸支 店長 2019年5月 当社執行役員ボルカノ食品事業 部北陸支店長 (現在に至る)	1,900株

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位および担当	候補者の有する 当社の株式数
1	まつ うら あや こ 松 浦 綾 子 (1982年9月4日生)	2010年4月 当社入社 2018年10月 当社経理部課長代理 (現在に至る)	0株
2	あお やぎ よし ひろ 青 柳 吉 宏 (1961年1月14日生)	1993年4月 税理士登録 1999年2月 青柳吉宏税理士事務所開業 (現在に至る) 2004年6月 当社監査役 2015年6月 当社取締役(監査等委員) (現在に至る)  (重要な兼職の状況) 青柳吉宏税理士事務所 代表	0株
3	こ だま まさ ふみ 児 玉 実 史 (1966年6月5日生)	1993年4月 弁護士登録 1993年4月 北浜法律事務所入所 1999年3月 米国ニューヨーク州弁護士登録 2007年1月 弁護士法人北浜法律事務所 代表社員(現在に至る) 2007年8月 当社仮監査役 2008年6月 当社監査役 2015年6月 当社取締役(監査等委員) (現在に至る)  (重要な兼職の状況) 弁護士法人北浜法律事務所 代表社員	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 青柳吉宏、児玉実史の両氏は、社外取締役候補者であります。  
3. 社外取締役候補者の選任理由は、以下のとおりであります。
- (1) 青柳吉宏氏につきましては、経営に関与したことはありませんが税理士としての企業会計等に関する豊富な専門的知見を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。同氏が兼職している青柳吉宏税理士事務所と当社との間には、税理士業務の取引があります。
  - (2) 児玉実史氏につきましては、経営に関与したことはありませんが弁護士としての企

業法務等に関する豊富な専門的知見を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。同氏が兼職している弁護士法人北浜法律事務所と当社との間には、重要な関係はありません。

また、同氏は東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員になる予定であります。

4. 青柳吉宏、児玉実史両氏の当社社外取締役（監査等委員）就任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
5. 当社は、青柳吉宏氏および児玉実史氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は500万円または会社法第425条第1項に定める最低賠償責任限度額のいずれか高い額としており、両氏が再任された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。

#### 第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により監査等委員である取締役を退任される池田明穂氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の基準による相当額の範囲内で、退職慰労金を贈呈いたしたく、その具体的金額、贈呈の時期および方法等は、監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。なお、退職慰労金の贈呈を相当とする理由は、当社の業績向上および企業価値の向上に尽力したためであります。

退任する監査等委員である取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
池田明穂	2015年6月 当社取締役（現在に至る）

#### 第5号議案 当社株式の大量買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続の件

当社は、2009年5月13日開催の取締役会において、会社法施行規則第118条に定める、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下、「当社の支配に関する基本方針」といいます。）を決定するとともに、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上のための取り組みとして、当社に対する濫用的な買収等を未然に防止するため、当社株式の大量買付行為に関する対応策を導入することを2009年6月26日開催の第81期定時株主総会において、株主の皆様にご承認いただきました。その後、2012年6月28日開催の第84期定時株主総会において、一部改訂および継続について、2015年6月26日開催の第87期定時株主総会において継続について、2018年6月28日開催の第90期定時株主総会において継続について、株主の皆様にご承認いただき、当社株式の大量買付行為に関する対応策（以下、「本プラン」といいます。）を継続しておりますが、その有効期限は本定時株

主総会（以下、「本総会」といいます。）終結の時までとなっております。

2021年5月14日開催の取締役会において、本総会における株主の皆様のご承認を条件に、本プランを継続することを決定いたしました。

つきましては、本プランの継続について、ご承認をお願いしたいと存じます。

なお、本プランの決定につきましては、本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、当社監査等委員全員から賛同を得ております。

## I. 当社の支配に関する基本方針

当社は、上場会社として、当社の株式について株主、投資家の皆様による自由な取引が認められている以上、当社の株式に対する大量の買付行為またはその提案がなされた場合においても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであればこれを否定するものではなく、最終的には株主の皆様への判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、当社グループの事業は、産業資材事業、マット事業、食品事業、不動産開発事業等、幅広く展開しており、当社の経営に当たっては、専門的な知識と経験の他、当社の企業理念および企業価値の様々な源泉ならびに国内外顧客・従業員および取引先等のステークホルダーとの信頼関係を十分に理解することが不可欠です。従いまして、当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、これらを十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならぬと考えております。

逆に言えば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあるなど、濫用的な買付等を行う買付者および買付提案者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような買付に対しては、当社は必要かつ相当な対応策をとることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

具体的には、大量買付行為のうち、当社の企業価値および株主の皆様への共同の利益を明白に侵害するおそれのあるもの、強圧的二段階買付等株主の皆様への株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、買付に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を当社に与えることなく行われるもの、買付内容を判断するために合理的に必要な情報を株主の皆様への十分に提供することなく行われるもの、買付の条件等（対価の価額・種類、買付の時期、買付の方法の適法性等）が当社の企業価値に鑑み不十分または不適当であるもの等は、当社の企業価値および株主の皆様への共同の利益に資さないものと判断いたします。

よって、当社は、当社株式に対する買付が行われた際に、買付に応じるか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反す



る買付行為を抑止するための枠組みが必要であると考えます。

## II. 当社基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社グループは、当社の経営の基本方針に従い、これまで進めてまいりました新中期経営計画を引き続き継続するとともに、積極的な経営を断行することにより持続的成長を実現させていきます。

当社の経営の基本方針は、「産業は公共の福祉をはかれをモットーとする」であり、この基本方針を実現するために、「魅力ある商品で、お客様に豊かな生活を提供する」、「自然環境を保護し、地球と共存する」、「時代を先取りし、世界の市場に貢献する」、「人間性を尊重し、活力・魅力ある企業をつくる」ことを目指しております。

中長期的な経営戦略としましては、前中期経営計画の成果を維持しつつ、食品事業およびマット事業の生産設備の見直しを図り、「販売拡大」に重点をおいた新中期経営計画を策定し、取り組んでまいります。

具体的には、①産業資材事業につきましては、従来のジュート製品、産業資材製品の拡販とともに材質性能を生かした災害対応商品の開発を進めてまいります。②マット事業につきましては、子会社での自動車用フロアマットの一貫生産の強みとデザイン重視を強化するとともに、迅速な顧客対応を進め、売上および利益増を図ります。③食品事業につきましては、レトルト工場の設備投資による販売量の拡充および差別化商品の開発を強化いたします。パスタ商品は、当社のコンセプトである「日本人になじむ食感」に特化し、食の安全を厳格に確保しつつ、生産ライン・作業工程の見直し等、生産の効率化を図り拡販を図ってまいります。

さらに、その推進体制としては商品の開発・生産を推進する「事業部制」と国内をブロックに分割して地域密着型の営業を行う「支店制度」が確立しており、販売と生産がバランス良くかみ合う推進体制により、高い競争力の実現と収益力確保を目指してまいります。

海外事業におきましては、いち早くタイ国に拠点をつくり、現在では、東南アジア地域をはじめ、中国、中東諸国、豪州等に販路を拡大しております。また、海外事業の成長が国内事業の発展にもつながる体制が構築され、海外での情報を独自性と競争力をもつ商品開発に生かすとともに、今後さらに国内における海外企業との競争激化が予想されるなか、当社の海外商品戦略を強力に推進してまいります。

このように当社は、顧客に対して高いブランド価値に基づいた商品の提案を長年にわたり積み重ねてきたことが、現在の企業価値の源泉になっており、企業文化の継続・発展が当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を最大化することにつながると考えております。今後も、中長期的な目標を見据えた堅実な経営を基本としながら、経営資源の配分の見直しや戦略的投資を行い、より競争力を高め企業の成長を推進してまいります。

また、当社はコンプライアンス体制の充実が社会全体からますます求めら

れており、これを経営上の重要課題と認識し、内部統制システムの体制強化を図ることにより、顧客や株主の皆様はもとより社会全体から高い信頼を得るように努めてまいります。

上記取り組みを着実に実行することで、当社の持つ経営資源を有効に活用するとともに、様々なステークホルダーとの良好な関係を維持・発展させることが、当社および当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資することができると考えております。

### Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

#### 1. 本プランの目的

本プランは、上記Ⅰ.に記載した基本方針に沿って、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって継続するものです。

当社取締役会は、当社株式に対する大量買付行為が行われる場合に、買付者および買付提案者（以下、併せて「買付者等」といいます。）に対して事前に当該買付行為に関する情報提供を求め、これにより買付けに応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付けを抑止するための枠組みが必要不可欠であると判断しました。

そこで、当社取締役会は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの一環として、本総会で株主の皆様にご承認いただけることを条件として、本プランの継続を決定いたしました。

なお、当社の2021年3月31日現在の株主の状況は【別紙1】のとおりです。また、本プランの継続を決定した時点におきましては、特定の第三者より当社取締役会に対して大量買付行為に関する提案を受けている事実はありません。

#### 2. 本プランの内容

##### (1) 対象となる買付け等

本プランにおいては、次の①または②に該当する買付けがなされる場合（当社取締役会があらかじめ同意した場合を除く。）に、本プランに定める手続に従っていただくこととします。

- ① 当社が発行者である株券等（注1）について保有者（注2）の株券等保有割合（注3）の合計が20%以上となる買付け
- ② 当社が発行者である株券等（注4）について、公開買付け（注5）に係る株券等の株券等所有割合（注6）およびその特別関係者（注7）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

- 注1：金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。
- 注2：金融商品取引法第27条の23第3項に規定する保有者を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。
- 注3：金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。
- 注4：金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。以下②において同じです。
- 注5：金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けを意味します。以下別段の定めがない限り同じです。
- 注6：金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。
- 注7：金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者を意味します。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第1項で定める者を除きます。以下別段の定めがない限り同じです。

## (2) 買付者等に対する情報提供の要求

買付者等が買付けまたはその提案（以下、併せて「買付け等」といいます。）を行う場合には、まず、その実施に先立ち、当社に対して当該買付者等が買付けに際して本プランに定める手続を遵守する旨の意向表明書を提出していただきます。

意向表明書は当社の定める書式によるものとし、買付者等の名称・住所・設立準拠法・代表者の氏名・国内連絡先・買付け等の概要を明示していただきます。なお、意向表明書における使用言語は日本語に限ります。

次に、当社は、意向表明書受領後10営業日以内に、買付者等に対し、当社株主の皆様の判断および当社取締役会としての意見形成等のために提供していただくべき情報（以下、「本必要情報」といいます。）のリストを交付します。提供していただく情報の具体的内容は、買付者等の属性、買付け等の内容により異なりますが、項目の具体例としては以下のものが挙げられます。なお、係る情報を提供していただく際の使用言語も日本語に限ります。

### (a) 買付け等の具体的内容

- ① 買付けの目的、方法および内容（買付けの時期、関連する取引の仕組み、買付方法の適法性、買付実行の確実性等を含みます。）
- ② 買付け等に際しての第三者との間における意思連絡の有無および意思連絡が存する場合にはその内容
- ③ 買付対価の内容（価額・種類等）、対価の算定根拠（算定の前提となる事実や仮定、算定方法、算定に用いた数値情報および買付けに係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額およびその算定根拠等を含みます。）

- ④ 買付資金の裏付け、買付者等に対する資金の供与者（実質的供与者を含みます。）の具体的名称および資金の調達方法（関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤ 買付けを行った後の当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等の内容
- ⑥ 買付け後における当社および当社グループの従業員、取引先、顧客等の利害関係人の処遇方針
- ⑦ その他当社が合理的に必要と判断する情報

(b) 買付者等に関する事項

買付者等およびそのグループ（共同保有者、特別関係者およびファンドの場合は組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、経歴または沿革を含みます。）、事業内容、財務状態、経営状態および業績、過去の企業買収の経緯およびその結果、過去の法令違反行為の有無とその内容、役員の経歴等。

当社取締役会は、上記に述べた買付者等より提供された情報につきましては、速やかにこれを特別委員会（下記(4) (a)をご参照）に提出いたします。

また、当社は、当初提供していただいた情報だけでは、株主の皆様の判断に資する意見を形成するには不十分であると考えられ、かつ追加情報の必要性につき特別委員会からも書面による賛同を得られる場合、十分な情報が揃うまで追加的に情報提供をしていただくよう要請します。但し、買付者等が回答を行う期間（以下、「情報提供期間」といいます。）は、本必要情報のリスト発送日から起算して60日を上限として設定され、本必要情報が十分に揃わない場合でも情報提供期間が満了したときは、買付者等との情報提供に係るやりとりを打ち切って、下記（3）の手続に入るものとします。

なお、当社取締役会は、買付者等が現れた事実および意向表明書が提出された事実については適切に開示し、当社に提供された情報については、株主の皆様判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

**(3) 買付内容の検討・買付者等との交渉・代替案の提示**

当社取締役会は、上記（2）に基づき当社が求めた情報が十分に揃ったと認めた場合または情報提供期間が満了した場合、その旨を買付者等に通知し、かつ速やかにその旨を開示するとともに、当社取締役会によるこれらの情報の評価・検討、買付者等との交渉あるいは当該買付け等に対する意見形成、代替案の策定等を行うための時間的猶予として、当該買付け等の内容に応じて下記①または②による期間（以下、「評価期間」といいます。）を設定します。買付けは、この評価期間が経過した後初めて実施され得るものとします。

- ① 対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合には60日

## ② その他の買付けの場合には90日

当社取締役会は、評価期間内において、買付者等から提供された情報・資料に基づき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等の買付内容の評価・検討等を行います。また、当社取締役会は、必要に応じて、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から当該買付内容を改善させるために、当該買付者等と協議・交渉を行うとともに、株主の皆様に対する代替案の提示を行うものとしします。

なお、当社取締役会は、評価期間内に本プランの発動または不発動に関する決定を行うに至らない場合には、その決議により、買付者等の買付内容の検討、買付者等との交渉、代替案の作成等に必要とされる範囲内で評価期間を延長することができます（但し、延長期間は60日間を上限とし、再延長はしないものとしします。）。

この場合、当社取締役会は評価期間を延長するに至った理由、延長期間その他適切と認める事項について、当該延長の決議後速やかに情報開示を行います。

## (4) 特別委員会による勧告

### (a) 特別委員会について

当社は、上記(3)に定める買付者等との協議、交渉、評価期間の延長および下記(b)に定める発動事由の該当性等に関する当社取締役会の判断の客観性・合理性を担保するため、取締役会とは独立した特別委員会を設置いたします。

特別委員会は、【別紙2】特別委員会規程に定められた手続に従い、買付者等の買付内容につき評価・検討し、当社取締役会に対する勧告を行います。

特別委員会が評価・検討等を行うに当たっては、その判断が企業価値、株主の皆様の共同の利益に適うものとなることを確保するため、当社の費用により独立した第三者である専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得ることができるものとしています。

特別委員会の決定は、原則として構成員全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重して最終的な決定を行います。

特別委員会を構成する委員は3名以上とし、概要として以下の条件を満たした者の中から当社取締役会により選任され、原則として当社に対する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者をいいます。なお、特別委員会の委員の氏名および略歴は【別紙3】のとおりです。

- ① 現在または過去において当社、当社の子会社または関連会社（以下、併せて「当社等」といいます。）の取締役（但し、社外取締役および監査等委員である社外取締役を除きます。以下同じ。）、または監査役（但し、社外監査役を除きます。以下同じ。）等となることがない者

- ② 現在または過去における当社等の取締役または監査役の親族でない者
  - ③ 当社等との間に特別利害関係がない者
  - ④ 実績ある法人経営者、弁護士、公認会計士もしくは有識者またはこれらに準ずる者
- (b) 特別委員会による本プラン発動の勧告
- 特別委員会は、買付者等による買付け等が以下の事由（以下、「発動事由」といいます。）のいずれかに該当し、本プランを発動することが相当と認められる場合には、当社取締役会に対して、本プランの発動（具体的な対抗措置の内容は下記(6)に記載のとおりです。）を勧告します。
- ① 本プランに定める手続を遵守しない買付け等である場合
  - ② 次の（i）から（iv）までに掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付け等である場合
    - (i) 買付者等が真に会社経営に参画する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて、買い占めた株式について当社または当社の関係者に対して高値で買取りを要求すること（いわゆるグリーンメイラーであること）
    - (ii) 当社の経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の事業経営上必要となる重要な知的財産権、ノウハウ、企業機密情報、主要取引先や顧客等の資産等を廉価に取得する等会社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うこと
    - (iii) 当社または当社グループ会社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用すること
    - (iv) 当社の経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の不動産、有価証券等の事業に当面関係していない高価資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜けること
  - ③ 強圧的二段階買付け（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで公開買付け等の株式買付けを行うこと）等当社の株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付け等である場合
  - ④ 当社に、当該買付け等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えることなく行われる買付け等である場合
  - ⑤ 当社株主に対して、本必要情報その他買付け等の内容を判断するために合理的に必要とされる情報を十分に提供することなく行われる買付け等である場合

- ⑥ 買付け等の条件（対価の価額・種類、買付けの時期、買付方法の適法性、買付実行の確実性、買付け後における当社の従業員、取引先、顧客その他当社に係る利害関係者の処遇方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適當なものである場合
- ⑦ 当社の持続的な企業価値増大の実現のために必要不可欠な従業員、顧客を含む取引先、債権者などの当社に係る利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある買付け等である場合

但し、特別委員会は、権利確定のための基準日の前後の如何にかかわらず、上記勧告後買付者等が買付けを撤回した場合その他買付け等が存しなくなった場合、または上記勧告の判断の前提となった事実関係に変動が生じ、買付者等による買付け等が発動事由に該当しないと判断するに至った場合には、改めて本プランの発動の中止または撤回を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。この場合、新株予約権の無償割当の効力発生後においては、行使期間開始日前日までであれば、当該新株予約権を無償取得することとします。

なお、特別委員会は、本プランの発動が相当であると判断する場合でも、発動事由のうち②ないし⑦の該当性が問題とされる場合等その発動について株主総会の決議（本プランに係る本新株予約権の無償割当に関する事項を決定する権限を当社取締役会に委任する決議を含みます。）を得ることが相当であると判断するときは、当社取締役会に、株主総会の招集、本プラン発動に関する議案の付議を勧告するものとします。

#### (c) 特別委員会による本プラン不発動の勧告

特別委員会は、買付者等が上記（2）および（3）に定める情報提供ならびに評価期間の確保その他本プランに定める手続を遵守していると判断し、かつ買付者等から提供された情報・資料の評価・検討ならびに当社取締役会による買付者等の協議・交渉の結果、買付者等による買付け等が、発動事由のいずれにも該当しないと判断するに至った場合には、当社取締役会に対して本プランの不発動を勧告します。

但し、特別委員会は、当該判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付け等が発動事由のいずれかに該当すると認められるに至った場合には、改めて本プランの発動を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

#### (5) 取締役会の決議

当社取締役会は、上記（4）による特別委員会の勧告を最大限尊重し、本プランの発動もしくは不発動あるいは発動の中止または撤回を最終的に決定いたします。当社取締役会は、係る決定を行った場合、当該決定の概要、特別委員会の勧告の概要その他当社取締役会が適切と認める事項について、決

定後速やかに情報開示を行うものとし、

また、当社取締役会は、特別委員会から本プラン発動に係る株主総会の招集を勧告された場合には、実務上可能な限り最短の期間で株主総会を開催できるように速やかに株主総会を招集し、本プラン発動に関する議案（本プランに係る本新株予約権の無償割当に関する事項を決定する権限を当社取締役会に委任する決議を含みます。）を付議するものとし、当社取締役会は、株主総会において本プラン発動の決議がなされた場合には、株主総会の決定に従い、本プラン発動に必要な手続を遂行します。買付者等は、本プランに係る手続の開始後、当社取締役会が本プランの発動または不発動に関する決議を行うまでの間、または上記株主総会が開催される場合には当該株主総会において本プラン発動に関する決議がなされるまでの間、買収を実行してはならないものとし、

なお、発動の決定後に、本プランの発動の中止または撤回が決定された場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じないこととなりますので、1株当たりの株式の価値に希釈化が生じることを前提にして売買を行った場合には、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

#### (6) 具体的方策の内容

当社取締役会が不適切な買付け等に対抗するための具体的方策は、【別紙4】「新株予約権無償割当ての要項」に記載の新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の無償割当ての方法による発行によります。

本新株予約権の主な内容は、以下のとおりです。

##### (a) 割当対象株主

本新株予約権の発行に関する決議（以下、「本新株予約権発行決議」といいます。）を行う時に当社取締役会が定める基準日（以下、「割当期日」といいます。）における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有株式（但し、当社の保有する当社株式を除きます。）1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割当てます。

##### (b) 本新株予約権の目的となる株式の種類および数

本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、別途調整がない限り1株とします。

##### (c) 本新株予約権の総数

割当期日における最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の保有する当社株式の数を除きます。）を上限とします。

##### (d) 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

本新株予約権の行使により交付される株式1株当たりの払込金額は、1円とします。

##### (e) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当ての効力発生日から3週間を経過した日から6ヶ月を経過した日までとします。但し、行使期間の最終日が払込取扱場所の休業



日に当たるときは、その翌営業日を最終日とします。

(f) 本新株予約権の行使条件

①「特定大量保有者」、②「その共同保有者」、③「特定大量買付者」、④「その特別関係者」もしくは⑤「上記①から④記載の者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者」、または⑥「上記①から⑤記載の者の関連者」（以下、①から⑥に該当するものを「非適格者」と総称します。）のいずれにも該当しない者のみが、本新株予約権を行使することができます。また、国内外の適用法令上、本新株予約権を行使することにより所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません。なお、上記に用いられる用語の定義および詳細については、【別紙4】「新株予約権無償割当ての要項」をご参照ください。

(g) 本新株予約権の取得

- ① 当社は、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会の決定により、本新株予約権の無償割当ての効力発生日から本新株予約権の行使期間が満了する時までの間で当社取締役会が定める日において、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者の有する新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式1株を交付することができます。当社が取得を実施した以降に、非適格者以外の第三者が譲渡等により非適格者が有していた本新株予約権を有するに至った場合等には、当社は係る本新株予約権の取得を複数回行うことができます。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要します。

**(7) 本プランの有効期間ならびに継続、廃止および変更**

本プランに係る有効期間は、2024年3月期に係る定時株主総会の終結の時までとします。

そして、当社は、2024年3月期に係る定時株主総会において、本プランの継続につき株主の皆様承認を要するものとし、本プランの継続につき株主の皆様承認が得られた場合には、当該定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終了の時まで本プランは引き続き効力を有するものとし、以後も同様に、3年ごとに本プランの継続につき株主の皆様意思を確認することとします。

但し、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、または当社株主総会で選任され

た取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。従って、本プランは株主の皆様のご意向によってこれを廃止させることが可能です。

また、当社は金融商品取引法等関係法令等の改正・整備等を踏まえた当社取締役会の検討に基づき、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、必要に応じて本プランを見直し、または変更する場合があります。

本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実ならびに変更の場合には変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を速やかに行います。

#### IV. 上記の各取り組みに対する当社取締役会の判断およびその判断に係る理由

##### 1. 基本方針の実現に資する特別な取り組み（上記Ⅱ. の取り組み）について

上記Ⅱ. に記載した各取り組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

従って、これらの各取り組みは、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

##### 2. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み（上記Ⅲ. の取り組み）について

###### (1) 本プランが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株式に対する大量買付行為が行われる場合に、買付者等に対して事前に当該買付行為に関する情報提供を求め、これにより買付けに応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

###### (2) 当該取り組みが株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は次の理由から、基本方針に照らして不適切な者による支配を防止するための取り組みは、当社株主の共同の利益を損なうものでなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えています。

###### (a) 買収防衛策に関する指針および在り方の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足していることおよび平成20年6月30日に経済産業省企業価値研究会から発表された「近時の

諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も充足しております。

(b) 株主意思を重視するものであること（株主総会決議とサンセット条項）

本プランは、株主総会において、定款の定めに基づき、株主の皆様のご承認をいただくことを条件として旧プランより改訂されます。

また、上記Ⅲ. 2. (5)「取締役会の決議」に記載したとおり、特別委員会から本プラン発動に係る株主総会の招集を勧告された場合には、当社取締役会は株主総会を招集し、本プラン発動に関する議案を付議して、株主総会において本プラン発動の決議がなされることを要するものとしています。

さらに、上記Ⅲ. 2. (7)「本プランの有効期間ならびに継続、廃止および変更」に記載したとおり、本プランは有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が設けられており、かつその有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合、または当社株主総会で選任された取締役により構成される当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。その意味で、本プランへの継続および廃止は、当社の株主の皆様の意思に基づくこととなっております。

(c) 合理的かつ客観的な発動事由の設定

本プランは、上記Ⅲ. 2. (4) (b)に記載したとおり、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。そして、係る発動事由は、わが国における裁判例の分析や上記「指針」等を参考に、適切かつ合理的な買収防衛策のあり方を精緻に分析したうえで設定されたものであります。

(d) 特別委員会の設置

当社は、買付者等との協議、交渉、評価期間の延長および発動事由の該当性等に関する当社取締役会の判断の客観性・合理性を担保するため、特別委員会を別途設置しております。

特別委員会は、係る特別委員会設置の目的に鑑み、上記Ⅲ. 2. (4) (a)に記載する条件を満たす、当社取締役会から独立した者からのみで構成され、また、当社の費用により、独立した第三者である専門家(フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等)の助言を得ることができるものとしております。

特別委員会は、特別委員会規程に定められた手続に従い、発動事由の該当性等につき評価・検討し、当社取締役会に対する勧告を行います。当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重し、本プランの発動もしくは不発動、あるいは発動の中止または撤回を最終的に決定します。

(e) デッドハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社株主総会で選任された取締役で構成された取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、係る取締役で構成される取締役会に

より、本プランを廃止することが可能であります。

従って、本プランはデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

## V. 株主および投資家の皆様への影響

### 1. 本プランの継続時に株主および投資家の皆様に与える影響

本プランの継続時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、株主および投資家の皆様の権利および経済的利益に直接具体的な影響を与えてはなりません。

### 2. 本新株予約権の発行時に株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会または当社株主総会において本プランの発動を決定し、新株予約権無償割当てによる本新株予約権の発行決議を行った場合、当該決議において定められる割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個の割合で、本新株予約権が無償にて割当てられます。

### 3. 本新株予約権の発行に伴って株主の皆様に必要な手続

(1) 当社取締役会または当社株主総会において本プランの発動を決定し、新株予約権無償割当てによる本新株予約権の発行決議を行った場合、当社取締役会で割当期日を定め、これを公告します。割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その有する株式の数に応じて本新株予約権が割当てられますので、当該基準日における最終の株主名簿に記録される必要があります。

#### (2) 本新株予約権行使の手続

当社は、割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、本新株予約権の行使請求書（株主ご自身が非適格者ではないこと等の誓約文書を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。株主の皆様におかれましては、当社取締役会が別途定める権利行使期間内にこれらの必要書類を提出したうえ、本新株予約権1個当たり1円を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき、1株の当社普通株式が発行されることとなります。

### (3) 本新株予約権取得の手続

当社が本新株予約権を当社株式と引換えに取得することができることと定めた場合には、当社が取得の手続を取れば、当社取締役会が別途定める日をもって、本新株予約権を取得します。

このうち、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社普通株式を交付する場合には、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1株の当社普通株式を受領することになります。そのため、この場合本新株予約権の行使請求書等の送付はいたしません。が、係る株主の皆様には、別途ご自身が非適格者ではないこと等を誓約する当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

以 上

【別紙1】

大株主の状況（2021年3月31日現在）

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	持 株 比 率
A R G E N T W I S E C O., L T D.	277,085株	7.56%
ト レ ー デ ィ ア 株 式 会 社	274,600	7.49
宝 天 大 同	150,000	4.09
株 式 会 社 ゴ ー ゴ ー カ レ ー グ ル ー プ	111,500	3.04
松 並 永 子	100,000	2.73
藍 澤 證 券 株 式 会 社	69,700	1.90
中 本 広 太 郎	67,350	1.84
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	40,078	1.09
株 式 会 社 二 鶴	39,400	1.07
長 坂 猛	35,300	0.96
蟹 江 龍 司	35,300	0.96

（注）持株比率は四捨五入により小数点第2位までを表示しております。また、自己株式（7,096株）を控除して計算しております。

【ご参考】（2021年3月31日現在）

- |             |            |
|-------------|------------|
| 1. 発行可能株式総数 | 9,000,000株 |
| 2. 発行済株式の総数 | 3,673,320株 |
| 3. 株主数      | 6,095名     |

以 上

## 特別委員会規程

### 第1条（目的）

当社株式の大量買付行為に関する対応策（以下、「本プラン」という。）の特別委員会については、本特別委員会規程による。

### 第2条（権限および義務）

特別委員会は、当社に対する買付け等がなされた場合、買付け等の内容について提供された情報に基づき評価・検討を行い、必要があれば、評価期間の延長を勧告したり、当社代表取締役等を通じて買収予定者と交渉するなどにより、買付け等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益のために改善されるように努め、最終的に本特別委員会規程の定めるところに従い、第9条に定める発動事由の有無につき判断し、本プランを発動するか否かにつき当社取締役会に対し勧告を行うものとする。

- 2 特別委員会は買付者等から当社取締役会に対して提供された全ての資料および当社取締役会によるこれらの情報に対する評価等、特別委員会における決議および勧告のために必要な情報の提出を当社取締役会に求めることができる。
- 3 特別委員は前項に定める事項につき、善良なる管理者の注意をもって行う。

### 第3条（構成者と役割）

特別委員会は、当社取締役会の決議により設置される。

- 2 特別委員会は、特別委員会委員の全員をもって構成する。
- 3 特別委員会の委員は、3名以上とする。
- 4 特別委員会の委員は、以下の条件を満たした者の中から当社取締役会により選任されるものとし、原則として、当社に対する善管注意義務条項等を含む委任契約を当社との間で締結しなければならない。
  - (1) 現在または過去において当社、当社の子会社または関連会社（以下、合わせて「当社等」という。）の取締役（但し、社外取締役および監査等委員である社外取締役を除く。以下同じ。）、または監査役（但し、社外監査役を除く。以下同じ。）等となったことがない者
  - (2) 現在または過去における当社等の取締役または監査役の親族でない者
  - (3) 当社等との間に特別利害関係がない者
  - (4) 実績ある法人経営者、弁護士、公認会計士もしくは有識者またはこれらに準ずる者
- 5 特別委員会は、当社に対する買付け等がなされた場合、買付け等の内容について情報収集・検討を行い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かという観点から意見を述べ、決議に参加しなければならないが、専ら自己または当社取締役の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

#### 第4条（開催）

特別委員会は、第5条の規定に基づき、各特別委員会委員が招集した際に開催する。

#### 第5条（招集権者）

特別委員会は、各特別委員会委員が招集する。

- 2 当社代表取締役社長（代表取締役社長に事故あるときは、予め取締役会で定めた他の取締役。以下同じ。）は、各特別委員会委員に特別委員会の招集を要請することができる。
- 3 前項の規定による請求があった日から3日以内に特別委員会の招集の通知が発せられない場合は、当社代表取締役が特別委員会を招集することができる。

#### 第6条（招集通知）

特別委員会の招集通知は、各特別委員会委員に対し開催日の3日前までに発信する。

但し、緊急のときはこれを短縮できる。

#### 第7条（招集手続の省略）

特別委員会は、特別委員会委員の同意があれば、招集の手続を省略して開催することができる。

#### 第8条（決議方法）

特別委員会は、特別委員会委員の全員が出席して成立し、出席者の過半数の賛成をもって決議する。但し、特別委員会委員がやむをえない理由により欠席した場合には、特別委員会委員の過半数が出席して成立し、出席者の過半数の賛成をもって決議する。

- 2 特別委員会委員が特別委員会を欠席するときは、原則として開催日の前日までに、その旨を理由とともに書面で事務局に届出なければならない。
- 3 議案に関し特別の利害関係がある特別委員会委員は、決議に加わることができない。

#### 第9条（勧告）

特別委員会は、買付者等による買付け等が以下の事由（以下、「発動事由」という。）のいずれかに該当し、本プランを発動することが相当と認められる場合には、当社取締役会に対して本プランの発動を勧告する。但し、特別委員会は、本プランの発動が相当であると判断する場合でも、その発動について株主総会の決議を得ることが相当であると判断するときは、当社取締役会に株主総会の招集、本プラン発動に関する議案の付議を勧告する。

- ① 本プランに定める手続を遵守しない買付け等である場合
- ② 次の（i）から（iv）までに掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付け等である場合



- (i) 買付者等が真に会社経営に参画する意思がないにもかかわらず、ただ株価を上げ、買い占めた株式について当社または当社の関係者に対して高値で買取りを要求すること（いわゆるグリーンメイラーであること）
  - (ii) 当社の経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の事業経営上必要となる重要な知的財産権、ノウハウ、企業機密情報、主要取引先や顧客等の資産等を廉価に取得する等、会社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うこと
  - (iii) 当社または当社グループ会社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用すること
  - (iv) 当社の経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の不動産、有価証券等の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜けること
- ③ 強圧的二段階買付け（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで公開買付け等の株式買付けを行うこと）等、当社の株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付け等である場合
  - ④ 当社に、当該買付け等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えることなく行われる買付け等である場合
  - ⑤ 当社株主の判断および当社取締役会としての意見形成等のために必要な情報その他買付け等の内容を判断するために合理的に必要な情報を十分に提供することなく行われる買付け等である場合
  - ⑥ 買付け等の条件（対価の価額・種類、買付けの時期、買付方法の適法性、買付実行の確実性、買付け後における当社の従業員、取引先、顧客その他当社に係る利害関係者の処遇方針等を含む。）が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適当なものである場合
  - ⑦ 当社の持続的な企業価値増大の実現のために必要不可欠な従業員、顧客を含む取引先、債権者などの当社に係る利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある買付け等である場合
- 但し、特別委員会は、権利確定のための基準日の前後の如何にかかわらず、上記勧告後買付者等が買付け等を撤回した場合その他買付け等が存しなくなった場合、または上記勧告の判断の前提となった事実関係に変動が生じ、買付者等による買付け等が発動事由に該当しないと判断するに至った場合には、改めて本プランの発動の中止または撤回を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができる。
- 2 特別委員会は、決議の結果を、理由を付して、速やかに当社取締役会に勧告する。

- 3 当社取締役会は、前項の特別委員会の勧告を最大限尊重して、最終的な決定を行う。  
但し、本プランの発動が当社株主総会に付議された場合は、当該株主総会の決議に従う。
- 4 特別委員会の勧告内容については、当該事項についての当社取締役会の決議内容を発表する際に公表する。

#### 第10条（諮問）

特別委員会が必要とするときは、当社取締役、相談役、顧問、執行役員、会計監査人、従業員その他特別委員会が必要と考えた関係者を特別委員会に出席させて、必要な事項の報告を求め、意見を述べさせることができる。

- 2 特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者である専門家（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士その他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。

#### 第11条（議事録）

特別委員会の議事については、その経過要領および結果を記載した議事録を作成し、出席した特別委員会委員が記名押印する。

- 2 議事録は欠席した特別委員会委員に対し、すみやかに回覧する。

#### 第12条（事務局）

特別委員会の事務局は当社総務部とする。

#### 第13条（本規程の改廃）

この規程の改廃は、当社取締役会の決議による。

以 上

### 【別紙3】

### 特別委員会委員の略歴

- 道上 明 (みちがみ あきら)
- 昭和51年3月 中央大学法学部卒業  
昭和57年4月 弁護士登録(現)  
神戸弁護士会(現兵庫県弁護士会)入会  
模法律事務所入所
- 昭和61年5月 赤木法律事務所入所  
昭和62年4月 赤木・道上法律事務所と名称変更  
平成10年4月 神戸弁護士会(現兵庫県弁護士会)副会長  
平成11年4月 神戸地方裁判所洲本支部調停委員(現)  
平成13年10月 神戸ブルースカイ法律事務所開設(現)  
平成19年4月 兵庫県弁護士会会長  
平成22年4月 日本弁護士連合会副会長  
令和2年4月 近畿弁護士会連合会理事長
- 石原 俊彦 (いしはら としひこ)
- 平成元年3月 関西学院大学大学院商学研究科博士課程  
後期課程単位取得満期退学
- 平成元年8月 公認会計士登録(現)  
平成2年4月 京都学園大学経済学部専任講師(監査論・簿記担当)  
平成12年3月 博士(商学)関西学院大学(現)  
平成17年4月 関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科教授(現)  
平成20年4月 関西学院大学大学院経営戦略研究科博士後期課程指導  
教授(現)
- 令和2年6月 兵庫県西宮市代表監査委員(現)
- 坂東 和宏 (ばんどう かずひろ)
- 昭和60年3月 大阪工業大学工学部電気工学科卒業  
昭和60年4月 大日本製薬株式会社入社  
平成7年4月 公認会計士登録(現)  
平成12年2月 税理士登録(現)  
平成19年7月 大阪監査法人 代表社員  
平成26年7月 ひびき監査法人(合併により名称変更) 代表社員(現)

以上

## 新株予約権無償割当ての要項

### (a) 本新株予約権の内容

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類および数
  - 1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
  - 2) 本新株予約権を取得するのと引換えに当社普通株式を交付（当社普通株式を発行することまたはこれに代わる当社の有する当社普通株式を移転することを合わせていう。以下同じ。）する数および本新株予約権の行使により当社普通株式を新たに交付する数は、下記(b)に定める数とする。但し、下記3)により対象株式数（下記3)により定義される。）が調整される場合には、当該調整後の対象株式数に本新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。
  - 3) 各本新株予約権の取得または行使により当社普通株式を交付する数（以下、「対象株式数」という。）は、1株とする。但し、当社が株式分割または株式併合を行う場合、対象株式数は次の算式により調整されるものとする。

調整後対象株式数＝調整前対象株式数×分割・併合の比率

なお、係る調整は本新株予約権のうち、当該時点で取得または行使されていないものについてのみ行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとし、現金による調整は行わない。また、これらの端数処理については、その後生じた対象株式数の調整事由に基づく対象株式数の調整に当たり、係る端数を調整前対象株式数に適切に反映したうえで、調整後対象株式数を算出するものとする。

- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
  - 1) 各本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、行使価額（下記2)により定義される。）に対象株式数を乗じた価額とする。
  - 2) 本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき当社普通株式1株当たりの額（以下、「行使価額」という。）は、1円とする。
- (3) 本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額の払込取扱銀行および払込取扱場所

本新株予約権発行決議において、当社取締役会が定める。

- (4) 本新株予約権の行使期間  
下記(d)の本新株予約権無償割当ての効力発生日から3週間を経過した日から6ヶ月を経過した日までとする。但し、行使期間の最終日が払込取扱場所の休業日に当たるときは、その翌営業日を最終日とする。
- (5) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合、株式の発行価額の全額を資本金に組入れるものとし、資本金に組入れない額は0円とする。

(6) 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

(7) 本新株予約権の取得

- ① 当社は、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会の決定により、本新株予約権の無償割当ての効力発生日から本新株予約権の行使期間が満了する時までの間で当社取締役会が定める日において、全ての本新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日において、下記(e)記載の(1)に定義する「非適格者」以外の者の有する新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式1株を交付することができる。当社が取得を実施した以降に、非適格者以外の第三者が譲渡等により非適格者が有していた本新株予約権を有するに至った場合等には、当社は係る本新株予約権の取得を複数回行うことができる。

(8) 合併・会社分割・株式交換・株式移転の場合の本新株予約権に係る義務の承継

当社が消滅会社となる合併、当社が分割会社となる吸収分割または新設分割、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、当該時点において取得もしくは行使または消却されていない本新株予約権に係る義務を、合併の場合には当該合併後存続する会社（以下、「吸収合併存続会社」という。）または当該合併により設立する会社（以下、「新設合併設立会社」という。）に、吸収分割の場合には当該吸収分割の分割会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する会社（以下、「吸収分割承継会社」という。）に、新設分割の場合には当該新設分割の設立会社（以下、「新設分割設立会社」という。）に、株式交換または株式移転の場合には当該株式交換または株式移転により完全親会社となる会社（以下、「株式交換完全親会社」または「株式移転設立完全親会社」といい、以上の6者を併せて「存続会社等」という。）に、以下の決定方針に基づき承継させることができる。但し、それぞれの場合について、本新株予約権に係る義務の承継に関し、以下の決定方針に沿う記載のある合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の議案につき当社株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。

- 1) 承継された本新株予約権の目的たる株式の種類  
存続会社等の普通株式

- 2) 承継された本新株予約権の目的たる株式の数  
合併、会社分割、株式交換または株式移転の比率等に応じて合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り捨てる。
- 3) 承継された各本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額  
合併、会社分割、株式交換または株式移転の比率等に応じて合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り捨てる。
- 4) 承継された本新株予約権の権利行使期間、その他の取得または権利行使の条件、発行決議の失効等  
本要項に準じて、合併、会社分割、株式交換または株式移転に際して当社取締役会が決定する。
- 5) 取締役会による譲渡承認について  
本新株予約権の譲渡については、存続会社等の取締役会の承認を要する。

(9) 新株予約権証券の発行制限

本新株予約権証券は、これを発行しない。

(b) 本新株予約権の総数

本新株予約権の無償割当ての基準日（下記(d)により定義される。）最終の発行済株式数（但し、同時点において当社の有する当社普通株式の数を除く。）を上限とする。

(c) 本新株予約権無償割当ての方法および割当先

本新株予約権の無償割当ての基準日（下記(d)により定義される。）における最終の株主名簿に記録された株主（下記(e)の定めにて新株予約権を行使できない者も含み、自己株式の保有者としての当社は除く。）に対して、その有する当社普通株式1株につき1個の割合で本新株予約権を割当てる。

(d) 本新株予約権無償割当ての基準日および効力発生日

(1) 基準日

当社取締役会が本プランの発動を決定した日以降の日で、当社取締役会が別途定める日とする。

(2) 効力発生日

基準日以降の日で、当社取締役会が別途定める日とする。

(e) 本新株予約権の行使の条件

- (1) ①「特定大量保有者」、②「その共同保有者」、③「特定大量買付者」、④「その特別関係者」もしくは⑤「上記①から④記載の者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者」、または⑥「上記①から⑤記載の者の関連者」（以下、①から⑥に該当する者を総称して「非適格者」という。）のいずれにも該当しない者のみが、本新株予約権を行使することができる。

なお、上記に用いられる用語は次のとおり定義される。

- 1) 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に定義される。以下別段の定めがない限り同じ。）について、20%以上の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に定義される。）を保有する者または20%以上保有することになると当社取締役会が認める者をいう。
  - 2) 「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第5項に定義される者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）をいう。なお、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。
  - 3) 「特定大量買付者」とは、公開買付け（金融商品取引法第27条の2第6項に定義される。）によって当社が発行者である株券等（同法第27条の2第1項に定義される。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義される。以下同じ。）の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含む。）に係る株券等（同法第27条の2第1項に定義される。）の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に定義される。以下同じ。）とその者の特別関係者の株券等所有割合とを合計して20%以上となる者をいう。
  - 4) 「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に定義される者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）をいう。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。
  - 5) ある者の「関連者」とは、実質的にその者が支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。
- (2) 上記(1)にかかわらず、下記①から④の各号に記載される者は、特定大量保有者または特定大量買付者に該当しないものとする。
- ① 当社、当社の子会社または当社の関連会社
  - ② 当社を支配する意図なく特定大量保有者となった者であると当社取締役会が認めた者であって、かつ特定大量保有者になった後10日間（但し、当社取締役会は係る期間を延長することができる。）以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより特定大量保有者ではなくなった者
  - ③ 当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、当社の特定大量保有者になった者であると当社取締役会が認めた者（但し、その後自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。）

- ④ その者が当社の株券等を取得または保有することが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者（当社取締役会は、いつでもこれを認めることができる。また、一定の条件の下に当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限る。）
- (3) 適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使するために、1) 所定の手続の履行もしくは2) 所定の条件（一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む。）の充足、または3) その双方（以下、「準拠法行使手続・条件」と総称する。）が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準拠法行使手続・条件が全て履行または充足された場合に限り、本新株予約権を行使することができる。但し、当該管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使するために当社が履行または充足することが必要とされる準拠法行使手続・条件については、当社としてこれを履行または充足する義務を負わないものとする。また、当該管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使することが当該法令上認められない場合（以下、「準拠法行使禁止事由」という。）には、当該管轄地域に所在する者は、本新株予約権を行使することができない。
- (4) 上記(3)にかかわらず、米国に所在する者は、当社に対し、1) 自らが米国1933年証券法ルール501(a)に定義する適格投資家 (accredited investor) であることを表明、保証し、かつ2) その保有する本新株予約権の行使の結果取得する当社普通株式の転売は東京証券取引所における普通取引（但し、事前の取決めに基づかず、かつ事前の勧誘を行わないものとする。）によるのみこれを行うことを誓約した場合に限り、当該本新株予約権を行使することができる。当社は、係る場合に限り、当該米国に所在する者が当該本新株予約権を行使するために当社が履行または充足することが必要とされる米国1933年証券法レギュレーションDおよび米国州法に係る準拠法行使手続・条件を履行または充足するものとする。なお、米国における法令の変更等の理由により、米国に所在する者が上記1) および2) を充足しても米国証券法上適法に本新株予約権の行使を認めることができないと当社取締役会が認める場合には、米国に所在する者は、本新株予約権を行使することができない。
- (5) 上記(1)から(4)の規定に従い本新株予約権を有する者が本新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該本新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。
- (f) 本新株予約権の行使方法等
- (1) 本新株予約権の行使の方法および行使の請求場所



本新株予約権の行使は、当社所定の新株予約権行使請求書（当該本新株予約権者が非適格者に該当せず、非適格者のために行使しようとしているものではないこと等の表明・保証条項および補償条項を含む。）に行使する本新株予約権の個数、対象株式数および住所等の必要事項を記載し、これに記名押印したうえ、必要に応じて別に定める本新株予約権行使に要する書類ならびに会社法、金融商品取引法その他の法令およびその関連法規（日本証券業協会ならびに本邦証券取引所の定める規則等を含む。）上その時々において要求されるその他の書類（以下、「添付書類」という。）を添えて払込取扱場所に提出し、かつ当該行使に係る本新株予約権の目的たる株式の行使価額全額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより行われるものとする。なお、本新株予約権者は、その所有する各新株予約権を個別に行使できるものとし、係る個別行使の際に残余の本新株予約権がある場合には、当社は、当該本新株予約権者の個別行使の日付と残余の本新株予約権の個数を新株予約権原簿に記載または記録するものとする。

(2) 本新株予約権行使請求の効力発生時期

本新株予約権の行使請求の効力発生時期は、上記(1)の規定に従い、行使に係る本新株予約権行使請求書および添付書類が払込取扱場所に到着した時とする。本新株予約権の行使の効力は、係る本新株予約権の行使請求の効力が生じた場合であって、かつ当該行使に係る本新株予約権の目的たる株式の行使価額全額に相当する金銭が払込取扱場所において払い込まれた時に生じるものとする。

(g) 新株予約権者に対する通知

- (1) 新株予約権者に対する通知は、新株予約権原簿に記載された新株予約権者の住所宛に書面により行うものとし、係る通知は通常到達すべかりし時に到達したものとみなす。
- (2) 承諾については、新株予約権者に、その承諾を求める通知が到達したとみなされた日から14日以内に、新株予約権者により書面にて当社に対して別段の意思表示がなされない場合には、当社は新株予約権者がこれに承諾したものとみなすことができる。

(h) 金融商品取引法による届出

上記各項については、金融商品取引法による届出を必要とするときは、その届出の効力発生を条件とする。

(i) 法令の改正等による修正

法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合においては、当該新設または改廃の趣旨を考慮のうえ、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えるものとする。

以上

MEMO

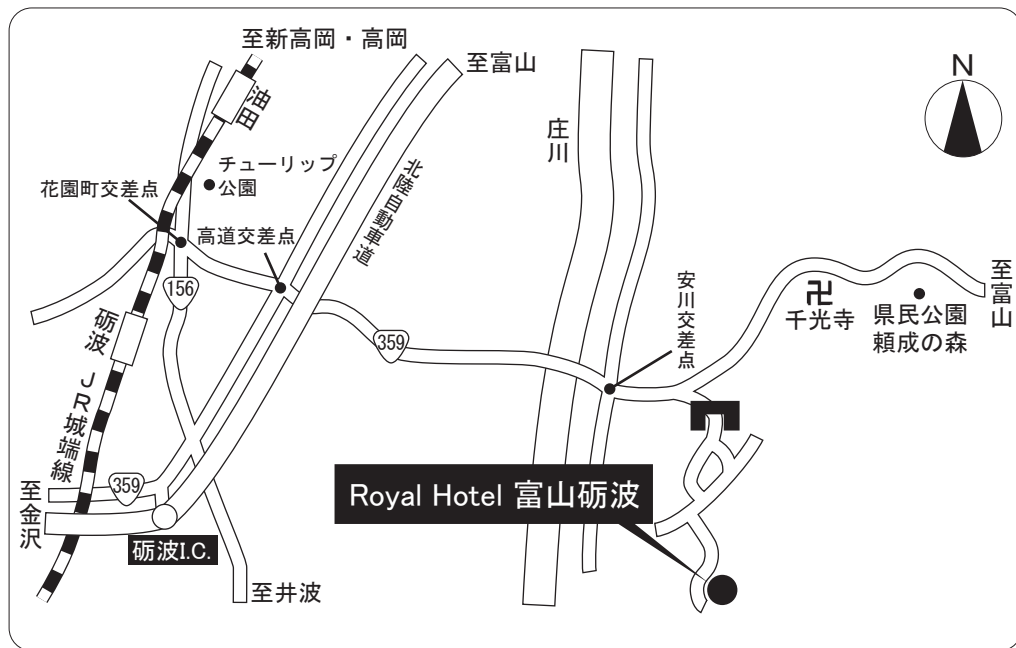
MEMO

## 株主総会会場ご案内略図

〒939-1492 富山県砺波市安川字天皇330番地

Royal Hotel 富山砺波

電話番号 0763-37-2000 (代表)



- 北陸自動車道「砺波I.C」より車で約15分
  - 富山空港より（北陸自動車道利用）約40分
  - あいの風とやま鉄道「高岡駅」下車、車で約35分
  - JR北陸新幹線「新高岡駅」でJR城端線に乗り換え  
砺波駅より車で約15分
- ※砺波駅南口より9時15分に出発いたします送迎バスをご用意しております。